

# 令和3年度 TOKYOテレワーク推進デスク募集要項

## 1 募集の概要

### (1) 目的

東京都と商工団体や金融機関等の身近な地域で企業等を支援する事業者が連携し、テレワーク導入に向けた取組を実施することで、都内企業等のテレワーク導入を促進することを目的としています。

### (2) TOKYOテレワーク推進デスク（以下「推進デスク」という。）とは

東京都と商工団体や金融機関等の身近な地域で企業等を支援する事業者が連携して設置するテレワークの普及啓発や導入促進に取り組む窓口です。

### (3) 募集予定数

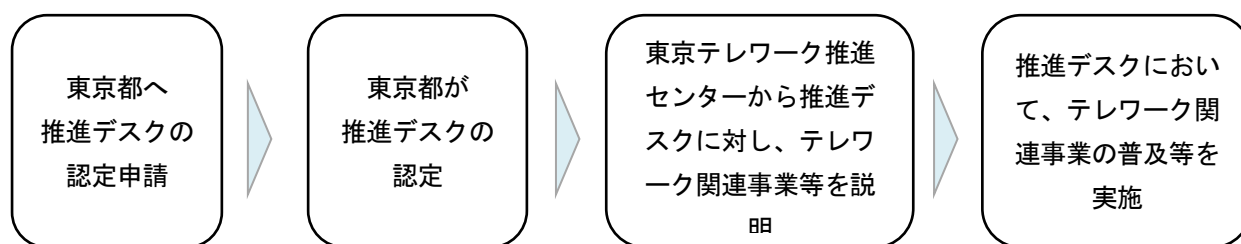
都内50か所程度

### (4) 対象事業者の要件

次の1～5をいずれも満たしている必要があります。

1	商工会、商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会、銀行、信用金庫、信用組合等に該当する団体が対象となります。
2	賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守している。
3	過去5年間に重大な法令違反等がないこと ・違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合、消費者庁の措置命令があった場合などの法令違反等があった事業所等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと
5	暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと

## (5) 事業の流れ



## (6) 募集期間

令和3年4月1日（木）～令和3年12月28日（火）

## 2 推進デスクの取組内容及び東京都の支援内容等

### (1) 推進デスクの普及啓発等の対象

都内の取引先企業、会員企業 など

### (2) 推進デスクの取組内容等

- ① 都内の事務所・支所・本店・支店等の窓口に推進デスクを設置し、取引先企業等へ東京都のテレワーク関連事業を案内（リーフレット等の配架・配布、メールマガジンの送付、デジタルサイネージでのPR動画の放映など）
- ② 東京都と連携したテレワークに関するセミナー及び相談会等の開催（年1回程度）
  - ・セミナー及び相談会等の参加者の募集・申込受付等の実施
  - ・会場の手配、設営・撤去、当日の受付・会場案内業務等の実施
  - ※セミナー等を東京テレワーク推進センターのセミナールームで実施することも可能です。
  - ※Web会議システムを活用したオンライン相談会の開催も可能です。
- ③ その他、推進デスクが独自に実施するテレワーク導入を促進する取組

### (3) 東京都による主な支援内容

- ① 推進デスク担当者向け研修会の開催
- ② 事業案内リーフレット等の提供
- ③ 推進デスクと連携したテレワークに関するセミナー及び相談会等の開催
  - ・セミナー等の内容を都と推進デスクで協議の上、講師を手配します。
  - ・セミナー等の配付資料を手配します。また、必要に応じて参加者体験用のパソコン等を手配します。
- ④ 「東京テレワーク推進センターウェブサイト」等での推進デスクの情報を公表
- ⑤ 推進デスクロゴマーク及びステッカー等の提供

<推進デスクロゴ>



#### (4) その他

- ① セミナー・相談会等の日程、内容、進行等の開催に係る詳細は、東京都と推進デスクで協議の上決定します。
- ② 推進デスクとして取引先企業等へテレワーク事業を案内する際には、特定の機器メーカーを案内するなどの営業行為は行わないでください。

### 3 推進デスクの認定申請

#### (1) 受付場所

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課働き方改革推進担当（P 6）

#### (2) 申請書類提出方法

郵送、持参いずれも可能です。

##### ①持参する場合の注意点

- ・申請日を（１）の受付場所に電話予約した上でご来所ください。
- ・持参する方は身分証明書（顔写真入りの氏名が確認できるもの）の提示をお願いします。

#### (3) 申請時の提出書類

0	申請時提出チェックリスト	原本 1 部
1	TOKYOテレワーク推進デスク認定申請書（様式第 1 号）	原本 1 部
2	誓約書（様式第 2 号）	原本 1 部
3	団体案内または団体概要	原本 1 部

※申請に関する各様式には全て印鑑登録した実印を押印してください。

※電子メールで提出する場合は実印の押印は不要です。申請者確認のため電話にて連絡する場合があります。

#### (4) 申請書類各種様式の入手方法

「TOKYOはたらくネット」からダウンロードできます。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/hatarakikata/telework/desk>

#### (5) 申請に関しての注意事項

- ① 推進デスクを複数個所設置する場合は、事前に東京都へご相談ください。
- ② 提出された書類はお返ししません。
- ③ 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出を求めたり、確認を行う場合があります。また、必要に応じ、現地調査を実施します。
- ④ 審査の結果、推進デスクに認定されない場合があります。

- ⑤ 認定前に申請を取り下げる場合、速やかに推進デスク認定申請撤回届出書（様式第3号）を提出してください。
- ⑥ 申請書類に受理印の押印が必要な場合は、下記のことを申請時にあわせて提出してください。受理印を押印して申請企業宛に返信します。
  - ・認定申請書の写し 1部
  - ・返信用封筒（申請企業の宛名を記載し、切手を貼付）※なお、写しへの受理印の押印は、受理の事実を確認するものです。審査結果については、別途通知します。

## **4 推進デスクの認定**

### **(1) 推進デスクの認定**

内容を審査の上、適当と認めるときは、推進デスクとして認定します。

### **(2) 認定の通知**

推進デスク認定の通知文書を送付します。

### **(3) 認定期間**

認定期間は認定日から令和5年度末までです。

## **5 推進デスクの公表等**

### **(1) 「東京テレワーク推進センターウェブサイト」等での公表**

推進デスクの認定後、「東京テレワーク推進センターウェブサイト」および「TOKYO はたらくネット」にて公表します。

### **(2) テレワーク等普及促進事業での紹介**

東京都がテレワークの普及促進を行うにあたり、推進デスクとして紹介する場合があります。

### **(3) 自社のホームページ等での公表**

自社のホームページや受付等で、推進デスクとしてのテレワークの普及促進に取り組んでいることを積極的に社外に周知するよう努めてください。

## **6 実績報告**

### **(1) 報告書の提出先**

産業労働局雇用就業部労働環境課働き方改革推進担当（P6）

## (2) 報告書類の提出方法

推進デスクでの取組状況について、3か月ごとに報告をいただきます。書類の提出方法は申請書類の提出方法（→P3）と同様です。

※申請に関する各様式には全て印鑑登録した実印を押印してください。

※電子メールで提出する場合は実印の押印は不要です。報告者確認のため電話にて連絡する場合があります。

## (3) 報告期限（令和3年度）

	対象期間	報告期限
第1四半期	令和3年4月1日から令和3年6月30日まで	令和3年7月12日（月）
第2四半期	令和3年7月1日から令和3年9月30日まで	令和3年10月11日（月）
第3四半期	令和3年10月1日から令和3年12月31日まで	令和4年1月11日（火）
第4四半期	令和4年1月1日から令和4年3月31日まで	令和4年4月11日（月）

## (4) 報告時の提出書類提出書類

1	実績報告書（様式第7号）	原本1部
---	--------------	------

## (5) 提出書類各種様式の入手方法

「TOKYOはたらくネット」からダウンロードできます。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/hatarakikata/telework/desk>

# 7 その他留意事項

## (1) 個人情報の保護

東京都は、提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令に基づき管理します。

## (2) 認定の取消し

推進デスクの認定の取消しを希望する場合には、推進デスク認定取消申請書（様式第6号）を提出してください。東京テレワーク推進センターウェブサイトから当該事業者の情報等を削除します。

また、次のいずれかに該当した場合には、推進デスクの認定を取り消すことがあります。

- ① 「1(4)対象事業者の要件」を満たさなくなったとき。
- ② 推進デスクの認定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ③ 廃業及び倒産等により企業等の存続が客観的に不可能になったとき。
- ④ 推進デスク認定事業者（代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ 法令又はこの要綱及び知事の指示に違反したとき。

## 8 問い合わせ先

産業労働局雇用就業部労働環境課働き方改革推進担当

〒112-0004 文京区後楽2-3-28 K. I. S 飯田橋ビル6階

TEL : 03-3868-3401

※メールでのご提出の場合は下記までご送付ください。

産業労働局雇用就業部労働環境課 <S0000444@section.metro.tokyo.jp>

本事業は、この募集要項によるほか、「TOKYOテレワーク推進デスク制度実施要綱」及び「TOKYOテレワーク推進デスク制度実施要領」の定めるところに従って実施されます。